

# 大阪市建設局業務委託成績評定実施要領

## (目的)

第1 この要領は、大阪市建設局が発注する建契Q契約及び大契委契約に係る業務委託（以下「業務委託」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ公平的確な評定の実施を図り、受注者の適正な選定に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2 評定は、最終契約金額が100万円を超える業務委託を対象に行うものとする。ただし、各部の部長または担当部長が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

## (評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、大阪市契約規則第43条第1項で建設局長が指定する「監督職員」及び「検査職員」が実施する。

## (評定の方法)

第4 評定は、事業請負成績調書により、別に定める評価事項と評定区分に基づき、行うものとする。ただし、業務内容により、評定事項が該当しない場合は、省略することが出来る。

## (評定の時期)

第5 評定は、監督職員にあっては当該業務委託が完了したとき、検査職員にあっては当該検査を行ったとき、それぞれ行うものとする。

## 付則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

## 補足

1. 評点は10点満点（0.5単位）とし、7.5を標準とする。
2. 平均及び平均評点は、小数点2位以下を四捨五入し、小数1位まで記入する。
3. 所見の記入は、できるだけ詳しく記入すること。
4. 評定日は検査日とする。